

平成 28 年 2 月 10 日発行  
皇學館論叢第 49 卷第 1 号 抜刷

レオ・シュトラウス  
*Natural Right and History* における  
“Natural Right” と “Natural Law” の関係

遠 藤 司

# レオ・シュトラウス

## *Natural Right and History* における “Natural Right” と “Natural Law” の関係

遠 藤 司

### □ 要 旨

レオ・シュトラウスの *Natural Right and History* には、同様に「自然法」を表すことが可能な言葉として Natural Right と Natural Law がある。本稿ではこれらを伝統的自然法の見地から区別し、その性格を示すとともに、近代の「自然法 Law of nature」との違いを明らかにした。とりわけ本稿では、伝統的自然法論者であるヨハネス・メスナーの『自然法』とその訳者である水波朗氏の見解を参照するとともに、シュトラウスが *Natural Right and History* において実際に述べていることを引用することで、両者の一致を示した。すなわち、伝統的ないし古典的な自然法においては Natural Law を「本性法則」の性格をもつものとし、Natural Right を「自然法」の性格を持つものと位置づけ、近代のそれとは明確に異なるものとした。

### □ キーワード

レオ・シュトラウス    ヨハネス・メスナー    古典的自然法    伝統的自然法  
近代的自然法

拙稿「レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における “Natural Right” の訳語の問題とその解決」において、Natural Right の訳語として新たに「ナチュラル・ライト」の語を充てることを提案した。シュトラウスは本書において Natural Right の概念が近代において変化したことを、その歴史を辿ることによって明らかにしようとしたのであって、それゆえ近代と前近代の Natural Right を同様に自然法とか自然権、あるいは自然的正という訳語で充て込んでしまうことは、全体の意図するところに適合しない、と考えたからであった。彼は、近代における Natural Right の概念の変容とその「危機」が、「自然」の放棄を準備したということを全体において述べようとし、また本書において「ナチュラル・ライト」と「歴史」を対比的に描こうとしたのである。

ここで『自然権と歴史』の訳者の一人である塚崎氏の「訳者あとがき」のうちに、再び Natural Right の概念について考察する必要があることが明らかになる。「翻訳中もっとも気がかりだったのは、そして今でも懸念しているのは、本書のキー・ワード Natural Right の訳語のことである。近代のホップズ以後の Natural Right を『自然権』と訳すことにためらいはなかったが、古代・中世の Natural Right に『自然権』の訳語を当てることには問題が感じられ、むしろ『自然法』(Natural Law) と訳した方が適切ではないと思われることが多かったからである。しかしながら、古代・中世を論じた第IV章……において『自然法』(Natural Law) の語が別個に用いられているので、Natural Right に『自然法』の訳語を当てることは避けなければならなかった。<sup>1)</sup>」すなわち、シュトラウスが擁護した伝統的ないし古典的な Natural Right を「自然法」のことであると解釈し、また実際にそのように訳した際に、同じ文脈の中で Natural Law の方はどのように解釈すべきか、という問題がここで浮上するのである。

本稿では、伝統的ないし古典的な自然法論における Natural Law ならびに Natural Right がいかなるものであったかを考察することで、*Natural Right and History* においてそれらをどのように解釈すべきか、どのように訳すべきかを検討するとともに、伝統的な「自然法」の性格を明らかにしていきたい。また、それが近代におけるロック的な「自然法 Law of Nature」とは、どのように異なるものであったかを検討したい。

## 1. Natural Right と Natural Law の関係

シュトラウスは伝統的ないし古典的な Natural Right を好ましいと考えるとともに、近代のそれを斥けた<sup>2)</sup>。すなわち彼の主張するところは、伝統的ないし古典的な自然法を回復すべきである、ということであった。そうであるならば、その「自然法」がいかなるものであったかを検討してみなければならない。以下より、伝統的な自然法論者であるヨハネス・メスナーの見解を参照することで、シュトラウスが述べようとした Natural Law と Natural Right の性格について考察したい。

はじめに、シュトラウスは *Natural Right and History* において、Natural Law と Natural Right を意図して使い分けていることを述べておきたい。拙稿「レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における “Natural Right” の訳語の問題とその解決」にてすでに述べたが、ラテン語において「自然法」にはおよそ二種類あり、Natural Law に対応するのは *lex naturalis* であり、対して Natural Right に対応するのは *ius naturale* である。シュトラウスの母国語であるドイツ語でもまた、両者はそれぞれ *Naturlgesetz* と *Naturrecht* に分かれているが、シュトラウスの念頭にあった Natural Right ならびに Natural Law は、ドイツ語ないしラテン語における、それらに対応する用語である。シュトラウスは本書 *Natural Right and History* において、意図して表題を、英語において「自然法」を表す語である Natural Law とはしなかった。それは本書が Natural Right の概念的変遷とその帰結するところを述べたものであるからというだけでなく、伝統的あるいは古典的な自然法論においては、両者が概念的に、あるいは観点において別物だからである。

メスナーの『自然法 社会・国家・経済の倫理』は、邦訳で1500頁を超える大著であるが、その分量において、およそ「自然法」の全体像を描くことを試みている。同書は1950年に第一版が出てから版を重ねるごとに大幅に改定が重ねられてきた。そのためその構成もまた変化してきたが、本稿では主に邦訳の存在する第五版をもとに進めていくものとする。しかしいずれの版にも共通し

ているのは、人間の本性について述べるところから始めている、という点である。

実際のところ、ここに伝統的な自然法の特徴がある。メスナーの『自然法』の訳者である水波朗氏のドン・ポスコ社版の「訳者あとがき」のなかには重要な示唆がある。「訳語に関して一言しておかねばならない。それは、我国においては普通、共に『自然法』と訳される *lex naturalis* (*Naturgesetz*) と *jus naturale* (*Naturrecht*) の区別の問題であって、この両者を明確に分けて考えることは、一般にトマス主義的自然法論においてそうであるように、メスナー教授の場合にも甚だ重要なこととされている。*lex naturalis* は何よりも本性の働き *inclinatio naturae* である。殊に今の場合、個々の具体的に実存しているこの、あの人間のうちにある『本性の特定された傾き』である。事柄を単純化していえば、人はこうした本性の一定の傾きに従って人間の本質的な現実在に適合した仕方で行為する場合にのみ、自己の本質を獲得し、自己の存在性を増し、自己充足を遂げることが出来る。そして自己充足をとげることが一切の人間の行為の目標であり、倫理学はいかにしてこの目標をとげるかに答えるものであるから、結局 *lex naturalis* は、人間の個人的、社会的、文化的生活の一切にかかわる最も一般的な倫理法則であり、倫理学の基本原理である。……これに対して *jus naturale* も、それ自身 *lex naturalis* であるが、ただ観点を異にしてみられたその一部である。つまり人間の集団的な生活関係におけるある特殊な準則である。それは、各個人や共同体が自己の存在充足を遂げるために他から妨げられることなく事をなしうる『自律的領域』*Autonomie* を画定するものである。したがってそれは、この自律的領域を実力を背景にして保障する『実定法』や、この領域への他からの侵害を必要とあれば実力を用いてでも排除することを要求できる資格としての『権利』、あるいはまた他人の自律的領域の尊重を意味する『法的義務』などにかかわるものである。ここに固有の意味での『法』或いは『法律』の世界がある。人間の集団的な生活関係（社会・国家・経済生活）は、こうしたいわゆる『倫理の最低限』としての『法』的秩序へと我々を傾かせる人間本性の傾き、つまり *jus naturale* に現に支えられているのであり、又人は一そうそれに支えられ、一そうそれを実現するように努むべきなのである。<sup>3)</sup>」ここに見るように、両者はその概念上区別されるので

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤）あつて、lex naturalis = Natural Law は第一に人間の「本性の特定された傾き」のことを指し、それに対して ius naturale = Natural Right は「人間の集団的な生活関係におけるある特殊な準則」、「各個人や共同体が自己の存在充足を遂げるために他から妨げられることなく事をなしうる『自律的領域』を画定するもの」のことを指す、と両者を明確に定義している。あるいはまた、Natural Right はそれ自体 Natural Law の一部ではあるが、観点が違う、という点において異なるのである。上記のように、Natural Law は「最も一般的な倫理法則であり、倫理学の基本原理」である。それは現在一般的に「自然法」とよぶところの Natural Law とは、「法」そのものではないという点において、厳密に言えば性格が異なる。それに対して Natural Right は、「実力を背景にして保障する『実定法』や、この領域への他からの侵害を必要とあれば実力を用いても排除することを要求できる資格としての『権利』、あるいはまた他人の自律的領域の尊重を意味する『法的義務』などに関わるものである」。メスナーは Naturrecht = Natural Right を次のように定義している。「自然法 Naturrecht とは、自己責任を負う人間本性に基づいて存する個人および社会体の固有諸権限の秩序である。<sup>4)</sup> われわれは「現実の社会のなかで人間が生きるための『倫理の最低限』としての『法』的秩序へと我々を傾かせる人間本性の傾き、つまり jus naturale に現に支えられている。」そしてまた本性において社会のなかで生を営むわれわれは、「一そうそれに支えられ、一そうそれを実現するように努むべきなのである。」そうであるから順序として、メスナーははじめに Naturgesetz = Natural Law について論じ、その後で Naturrecht = Natural Right について論じるのである。その根底において Natural Right の問題は人間本性の問題であり、「自然」観の問題なのである。

したがって、水波氏はメスナーの区別に従い、Naturgesetz (lex naturalis) を主に「本性法則」とし、Naturrecht (jus naturale) を、「自然法」と訳し分けている<sup>5)</sup>。Naturrecht = ius naturale = Natural Right は、「源泉 Quelle としての本性法則に、またそれに結ばれた当為に基づいているため、本質的に規範の総体なのである<sup>6)</sup>。」人間が本性上なす社会の規範たる「自然法」を考察するためには、まず人間の「本性法則」の考察から始め、「自然法」を見極めな

ければならないのである<sup>7)</sup>。「こうしてわれわれは、人間本性の作用領域のなかに精神的・身体的な傾きのもろもろの資質を観察するのである。そしてわれわれが、外的世界の自然法則 Naturgesetz を捉えるのと同じ原理を [みずからのうちに] 妥当させている以上、そうした働きを、人間のうちにある自然法則 [= 自然法] の働きであるとみない理由はない。<sup>8)</sup>」水波氏は『自然法』創文社版の「訳者あとがき」にて、次のようにも述べている。「[Naturgesetz は] 人間本性の法則であって、これは現存在する法則 (Sein) でもあれば同時に人間の存在充足を指導する倫理法則 (Sollen) でもあるものとして、各個人や各社会体の存在に、その存在の構造法則として印刻されているものである。これは最広義での道徳法則、或はそう言いたければ倫理法則であり、人間の個人的・社会的生活全般を現に支配し規定する規範である。ところがすでにギリシアの昔から、この本性法則の一部であって、しかもことに『各人ノモノ』、各人の権利にかかわる社会生活上の本性法則が、特別に (lex naturalis 一般から区別されて) jus naturale の名をえてきた。メスナーが Naturgesetz (本性法則) と区別して Naturrecht (自然法) と呼ぶものはこれである。この法則はことに固有存在としての社会諸集団の生活、制度・イデオロギー的なもの、法や権利の社会的実力による保障などに深くかかわり、まさしく社会倫理学の主として問う法則なので、本書にメスナーは『自然法』のタイトルを有するのである。<sup>9)</sup>」要するに伝統的な自然法においては、Naturgesetz = Natural Law のうち、各人の権利に「かかわる」ところの「社会生活上の」自然法則すなわち「自然法」のことを、Naturrecht = Natural Right と呼ぶのである<sup>10)</sup>。シュトラウスもまたメスナーと同様に、次のように述べている。「前近代的なナチュラル・ローの理論は人間の義務を教えるものであったが、人間の権利に注意を払うときには、人間の権利とは人間の義務から本質的に派生するものと考えていた。<sup>11)</sup>」近代になって「自然的義務から自然権へと重点が移行した<sup>12)</sup>」のであって、ここにおける概念的变化をシュトラウスは描こうとしたのである。シュトラウスは『人間の本性法則 Natural Law と歴史』を著したのではなく、『ナチュラル・ライト Natural Right と歴史』を著した。シュトラウスは両者を明確に区別していたのであって、メスナーに適用されるこの訳し分けはシュトラウスにおい

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤）でも、実際の翻訳に際してそのようにするかどうかはともかくとして、少なくとも伝統的な自然法の文脈においては可能であろう<sup>13)</sup>。ひとまず「ナチュラル・ロー」の性格についていえば、例えばシュトラウスは次のように述べている。「善き生とは、人間存在の自然的秩序に合致した生、よく秩序づけられた健全な魂に基づく生のことである。端的に言って善き生とは、人間の自然的傾向の要求が適正な秩序において可能な限り高い程度に満たされているような生、可能な限り高い程度に目覚めている人の生、無駄に放置されて魂が抜け切ってしまうような人の生のことである。善き生とは、人間の本性の完成のことなのである。それは自然本性に従った生である。それゆえ善き生の一般的な特徴を線を引いて囲んだルールのことを『ナチュラル・ロー』と呼ぶことができるだろう。<sup>14)</sup>「裸の人間精神が知ることができ、そして主に行為に対して厳密な意味において前もって規定するものであるナチュラル・ローは、人間の自然本性的な目的に関係するものであり、あるいはそれに基づくものである<sup>15)</sup>。」

## 2. 前近代の「自然法」の性格

先述の水波氏による「訳者あとがき」に戻っていえば、伝統的な自然法を理解するにあたり「自律的領域 Autonomie」という観点は重要である。それというのも、上記のシュトラウスの言葉にもあるように、古典理論にあった目的論的人間観は近代において、非目的論的な機械論的人間観に取って代わり、それが前近代と近代のナチュラル・ライトの断絶を招いたからである。そしてそれは、ついには現在「科学」と呼ばれるところのものと、元来の「哲学」との分離をもたらした<sup>16)</sup>。近代より始まった自然科学は、それまでの自然学とは全くのところ異なる<sup>17)</sup>。「古典的形態におけるナチュラル・ライトは、目的論的宇宙観と関係していた。すべての自然存在は、自らにとっていかなる類の働きが善きものであるかを決定する自然本性の目的、自然本性の運命をもつ。人間の場合には、それらの働きを見分けるための理性が必要とされる。すなわち人間の自然本性の目的とは何であるかという究極の点において、理性こそが、何



が自然本性において正統であるかを決定するのである。……非目的論的宇宙観は非目的論的な人生観によって徹底されなければならないとするものである。しかしこの『自然主義的』な解決法は、重大な困難にさらされる。すなわち、人間の目的を単に欲求や衝動によって置かれたものと考え、人間の目的を十分に説明することはできないように思われるのである。それゆえもう一つの解決法が有力となった。その意味するところは、人々が非目的論的自然科学と目的論的人間科学との、根本的で、近代に典型的な二元論を受け入れざるを得なくなったということである。これはなかでも近代におけるトマス・アクィナスの弟子たちがとらざるを得なかった立場であるが、この立場はトマス・アクィナス自身の包括的見解のみならず、アリストテレスの見解との決裂も前提とするものである。いま我々が陥っている根本的なジレンマは、近代の自然科学が勝利したことによって生じたものである。この根本的な問題が解決されないことには、ナチュラル・ライトの問題についての完全なる解決法を見出すことなどできない。<sup>18)</sup>」近代において非目的論的な自然科学は、社会を構成する前の状態としての自然状態という想定をもたらした。「近代のナチュラル・ライト」たる「自然権」は自然状態の想定から始まり、「自然」から離れて作為あるいは人為 convention を求める。それは古典理論における人間の「本性法則 Natural Law」からは出発していない。すなわち、「自然」から始めているようにみせかけてはいるが、実のところははじめから「自然」を斥けているのである。社会契約は人間の自己保存のために重要であるとされたが、それは人間の完成にむけた人間の「傾き」からは程遠い<sup>19)</sup>。古典理論はメスナーの述べるように「人間はその本性において、丁度同じほど個別的存在でもあれば社会的存在でも<sup>20)</sup>」って、また「社会体の目的は、万人がその実存的諸目的にもとづく生存の使命を自分の責任で果たすために必要としている援助を、与えること<sup>21)</sup>」にあると考える。これが近代のそれとは異なる伝統的な自然法の観点である。「社会体とは、実存的目的によって要求される十全な人間存在にいたるのを相互に促進し合うために結合した人間の集団である。それは個々人の補完必要性と補完可能性とに基づいた交わりと協働によって、結合されているものである。個々人の結合された諸努力は、相互に補い合うお蔭で、個人的

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤）な努力のたんなる総計よりも、本質的により高い効果を獲得するのである。<sup>22)</sup>人間はその本性上、社会のうちにあつて、個としての究極目的、終極、テロス *telos* を求める。そして社会のうちにあつてこそ、よりその完成に近づく。否むしろ、人間は市民社会のうちにあらねば完成することができない。伝統的な自然法は、そのような目的論的人間観から始めるのである。シュトラウスもまた、古典的な自然法についてこのように述べる。「狭義の意味での、あるいは厳密な意味におけるナチュラル・ライトの根拠となるものは、人間の自然本性である社会性である。なぜなら人間はその自然本性において社会的であり、人間の自然本性の完成は、とりわけ社会的な徳を、つまり正義を含むものだからである。<sup>23)</sup>」

そうであるから古典的なナチュラル・ライトは、必然として、より人間の完成に寄与するところの最善の社会ないし最善のポリテイア（すなわち最善のコンスティテューション、最善のレジーム）を求める。シュトラウスは次のように述べている。「その最高の高みに達するためには、人間は最善の社会に、人間の卓越性にとって最も役に立つような社会に生きなければならない。古典理論家は最善の社会のことを最善のポリテイア *politeia* と呼んだ。このような表現によって彼らが示したことは、第一に、善きものであるためには社会は市民社会ないし政治社会でなければならない、また単なる事物の管理ではなく人間の統治が存在する社会でなければならないということであった。<sup>24)</sup>」「古典理論家がポリテイアについて語る時は、本質的にその『統治の形態』によって規定される、ある共同体における生の仕方のことを思い浮かべていた。<sup>25)</sup>」最善のポリテイアは、端的な理想、現実にはありそうもない空想上の国家のことを指すものではない。それは人間の本性に最も合致した「国制」のことである。そしてまた、現実のうち生きる人間の本性に適合したものであるから、現に存在するもの、あるいは存在することが可能なものでなければならない。「古典理論家が理解した最善のレジームは、単に最も望ましいものというだけでなく、うまくいきそうなもの、実現可能なもの、すなわち地上において実現可能なものであることも意味していた。それは自然に合致したものであるため、望ましく、かつ実現可能なものである。それは自然に合致したものであるため、その

実現には人間本性におけるいかなる奇跡的な変化も非奇跡的な変化も必要としない。人間および人間の生に本質的に内在する悪や欠陥を除去したり根絶したりといったことを必要としないのである。それゆえそれは実現可能なのである。またそれは人間本性の卓越性や完成の要件と合致するため、最も望ましいものである。<sup>26)</sup>「本来の形の古典的なナチュラル・ライトの理論は、もし十分に展開されたならば、最善のレジーム (=ポリテイア) についての理論と同じものである。それというのも自然によるところの法とは何であるか、正義とは何であるかについての問いが完全な解答を見出すためには、言葉のうちに最善のレジームを構築するほかないからである。<sup>27)</sup>

ところで、これまで自然法について述べる際には「伝統的」という言葉と「古典的」という言葉を意識して使い分けてきた。メスナーにおいて伝統的な自然法と呼ばれるものと、シュトラウスの言うところの古典的な自然法とは同じものであるだろうか。メスナーは「プラトンやアリストテレスに遡り、アウグスチヌスやトマス・アクィナスによってさらに発展せしめられ、十六世紀および十七世紀の偉大なスペイン人、特にヴィトリアやスアレスにおいてその第二の頂点に到達し、それ以来不断の伝統として受け継がれてきた考え方」を伝統的自然法と呼んでいる<sup>28)</sup>。それに対してシュトラウスは「ソクラテスは哲学を天上から下ろし、生と生の様式と善悪の事柄についての探究へと向かわせた最初の人物であったと、そのように言われている。言い換えれば、彼は政治哲学の創始者であったと言われているのである。それが真実であれば、彼はナチュラル・ライトの理論の伝統全体の創始者だということになる。ソクラテスが創始し、プラトン、アリストテレス、ストア派、そしてキリスト教思想家たち（とりわけトマス・アクィナス）によって発展させられた特有のナチュラル・ライトの理論を、古典的なナチュラル・ライトの理論と呼ぶことができるだろう。それは17世紀に現れた近代のナチュラル・ライトの理論とは区別されなければならない。<sup>29)</sup>」と述べる。すなわち、シュトラウスにおいては少なくともトマス・アクィナスまでの「自然法」のことを古典的なナチュラル・ライトと呼ぶことが出来るのである。また、それに加えてメスナーに従えば、それを継承した「十六世紀および十七世紀の偉大なスペイン人、特にヴィトリアやスアレス」から

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤）  
継承した「自然法」のことを、伝統的な自然法と呼ぶことができるのだろう。あるいはまた、中世までの文脈でいえば、すなわち *Natural Right and History* の対象とするところにおいては、それらは「伝統」において一致していると言ってよからう。

しかし、そうであるならば「第7刷への序文（1971年）」はどのように解釈すればよいのだろうか。そこには次のような一文がある。「私が学んできたいかなることも、現在支配的である実証主義的な相対主義や歴史主義的な相対主義よりもナチュラル・ライトの方が、とりわけ古典的形態におけるナチュラル・ライトの方が好ましいとする私の向きを揺るがすことはなかった。私はある共通の誤解を避けるために、一つの高次の法へと訴えることは、もしその法が『自然』とは区別される『われわれ』の伝統という語において理解されるならば、たとえ意図はないとしても性格においては歴史主義的であるという発言を付け加えるべきである。もしその訴えが神法へとなされるならば事情は明白に異なるが、それでもなお、神法はナチュラル・ローではなく、ましてやナチュラル・ライトではないのである。<sup>30)</sup>」言うまでもなくトマス・アクィナスは、神学によって自然法を併合し、自然および神の意志によるところの人間と社会の道徳的な目的を表すものとして自然法を捉えた。そうであるならば、「第7刷への序文」を踏まえれば、それは古典理論家のそれよりも好ましくない、ということになるようにも思われる。しかし本書においてシュトラウスは「トマスのナチュラル・ライトの理論、より一般的に言えばトマスのナチュラル・ローの理論は、プラトンとキケロだけでなくアリストテレスの持論の特徴でもある淀みと曖昧さから解放されている。明確さと気高さ簡潔さにおいて、それは緩和された形としてのストア的なナチュラル・ローの理論さえも超えている。それはナチュラル・ライトと市民社会の間の基本的調和に関してだけでなく、ナチュラル・ローの根本命題が不変の性格をもつことに関しても全く疑問を残していない<sup>31)</sup>」と述べ、ほとんど完成されたものであるかのような表現をしている。また上述の通り、実際に古典的自然法のうちにトマスのそれを組み入れている。少なくとも言えることは「もしその訴えが神法へとなされるならば事情は明白に異なる」とシュトラウスは述べており、トマス的な自然法を拒

絶してはいないということである。ここで述べているのは、自然的理性に訴えるべきであって、神法そのものに訴えるべきではないということであろうか。トマスの自然法についてシュトラウスは次のように述べる。「自然的理性によれば人間の自然本性的な目的は不完全なものかそれ自体を越えたものを示しており、より正確に言えば人間の目的は哲学的探究によって達成されることは不可能であり、言うまでもなく政治的活動にあるのでもない。かくして自然的理性それ自体が神法を志向する想定を創り出し、神法がナチュラル・ローを補い、あるいは完成させるというのである。<sup>32)</sup>」自然的理性は神法を、志向する。神法はナチュラル・ローを、補うのである。神法それ自体はナチュラル・ローではなく、ましてヤナチュラル・ライトではないのである。<sup>33)</sup>

最後に若干ながら、近代における「自然法」について述べたい。本書には同じく「自然法」を表す言葉として Law of Nature がある。これはとりわけロックの「自然法」の箇所に見られ、ロックの「自然法」を特徴づける言葉として用いられている。ロックにおいて「自然法 law of nature」の語で語られているものは、紛れもない近代の自然法論である。それは個別的な人間の状態の想定から出発し、社会契約の必要性を求めた、近代に特徴的な考えに基づくものである。「一見したところ、ロックはホッブズの自然法の観念を全面的に斥け、伝統的な自然法理論に追随しているかのように見える。しかしたしかに彼は人間のナチュラル・ライト (=自然権) をあたかも『自然法 law of nature』に由来するものであるかのように述べ、したがってまた彼は『自然法』を語の厳密な意味での『法律』として述べているのである。『自然法』は、人間が自然状態に生きているか市民社会に生きているかは関係なく、人間としての人間に完全な義務を課す。『自然法 law of nature はすべての人間に対して永遠の規則として存立している』のであり、なぜならそれは『すべての理性的生物にとって平明で理解可能なもの』だからである。それは『理性の法』と同一である。それは『自然の光によって知ることの出来るものであり、実定的な啓示の助けなしに知ることの出来るものである。』ロックは『自然法』ないし道徳法が論証科学の域にまで高められることは全くのところ可能だと考えている。その科学は『自明の諸命題から出発し、必然的な帰結によって……正・不正の基準』

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤）を立証することだろう。かくして人間は『理性の原理から自然法 law of nature となることを証明する倫理の体系、生におけるあらゆる義務を説く倫理学的体系』、『自然法 law of nature の完全な体系』、『完全な道徳』、我々に自然法 law of nature を『完全に』与えてくれる一つの『法典』を、精巧に作り上げることができるようになるのである。この法典は、とりわけ自然の刑法なるものを含むものとなるだろう。<sup>34)</sup> ここにおける「自然法」は、明らかに伝統的な自然法において言われるところの善き生の追求ではない。一つの「法典」への服従である、語の正確な意味における「法律」としての「自然法」である。しかしハインリッヒ・ロンメンの述べるように「自然法は実は自然的道徳律の一部であつて、自然的道徳律もそうでないように、合理的に演繹される詳しい規範内容をもつた法典のごときものではない。<sup>35)</sup> ロックは「自然法」を法律として捉えるには、制裁をそなえていなければならないと考える。しかしながら、伝統的な自然法においては、そのような「制裁」は良心のなすところであった。「正しさ」に向けた人間の、あるいは人間相互の内なる働きが存するか否かにおいて、服従は道徳律とは真逆である。山田秀氏の述べるように「伝統的自然法論は、啓蒙期のそれが豪語したように第一原理から始めて幾何学的推論により得られるような『不変普遍的な』自然法典を提供できるなどとは僭称しない。その対極に近代的な自然法論が位置する。完璧な自然法典の提示、それができると近代自然法論が思い誤った根源・根底には、人間を靈魂と身体との独立の二実体の偶有的結合からなるとするデカルト的なものの見方、考え方があった。<sup>36)</sup> 近代の自然法は結局のところ、近代のラディカルな理性主義の産物である。近代の自然法は、現実在をひとまず脇に追いやり、想定ないし想像から始めようとする。人間の想定にすぎない相互にばらばらの状態にある人間の自然状態から出発するかぎり、そのような「自然法」は伝統的見解のとるところの人間の「本性法則」を反映したものとはならない。人間はその本性において、個別存在であるとともに社会的存在である。近代の「自然法」は、必然として伝統的な自然法とはかけ離れるのである。

### 3. 結 論

本稿ではシュトラウスの擁護する伝統的ないし古典的な自然法について、その性格を明らかにするために Natural Law と Natural Right の用語もつ性格について述べてきた。また、それらが近代のロック的な Law of Nature と如何に異なるかを簡潔に比較した。結論として、水波朗氏がメスナーにおいて訳し分けたように、シュトラウスにおいても Natural Law は「本性法則」として、Natural Right は「自然法」として、意識しながら訳し分けるべきであろうと思われる。そのような用法は、現実のうちに存する人間の本性法則から始めて「自然法」を見出さんとする伝統的自然法の特徴を反映したものである。

しかしながら、拙稿「レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”の訳語の問題とその解決」において、すでに Natural Right の訳語には「ナチュラル・ライト」の語を充てることを提案した。そのようにするならば Natural Law のほうは、読者にその違いをより意識的に訴えるために、「ナチュラル・ロー」の訳語を充てるべきであろうか。なぜなら本書を読んでみれば、ところどころに「ナチュラル・ライトないしナチュラル・ロー」とか「ナチュラル・ライトは、否むしろナチュラル・ローは」といったかたちで、本書で述べたとおりシュトラウスは意識してそれらを使い分けているからである。また、メスナーの『自然法』を訳し分ける際に水波氏がところどころ括弧で補足したように、ナチュラル・ローを本性法則ではなく自然法則、あるいはむしろ自然法と訳したほうがよい箇所が、シュトラウスにおいても散在している。本稿で述べたとおり、Natural Law は第一に人間の本性法則を指す語ではあっても、Natural Right を含む、あるいは人間と社会体の自然本性においてそれを見出すところのものである、包括的な概念だからである。

このような訳し分けは全体を通して少々煩雑な印象を受けるが、シュトラウスの意図するところには沿った形になりそうである。繰り返し述べるが、シュトラウスは『ナチュラル・ローと歴史』を書いたのではなく、『ナチュラル・ライトと歴史』を書いたのである。それは全体包括的な Natural Law や人間



レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤）の本性法則について述べたものというよりは、我々が現実において準拠すべきである「法」、また価値判断をなすところの「法」たる「自然法」について述べたものなのである。

## 注

- 1) 『自然権と歴史』ちくま学芸文庫、2013年、486頁（訳者あとがき）。
- 2) *Natural Right and History*, The University of Chicago Press, Paperback edition, 1965, vii. 参照。「私が学んできたいかなることも、現在支配的である実証主義的な相対主義や歴史主義的な相対主義よりも『ナチュラル・ライト』の方が、とりわけ古典的形態における『ナチュラル・ライト』の方が好ましいとする私の向きを揺るがすことはなかった。」
- 3) メスナー『自然法 第一巻』ドン・ボスコ社、287-288頁（訳者あとがき）。ius naturale は jus naturale と書く。
- 4) Johannes Messner, *Das Naturrecht : Handbuch der Gesellschaftsethik Staatsethik und Wirtschaftsethik*, 5te, neubearb., erweit. Aufl. Innsbruck : Tyrolia Verlag, 1966, p.304. ヨハネス・メスナー『自然法 社会・国家・経済の倫理』水波朗他訳、創文社、336頁。同箇所「自己責任」について、「人間の個人的・社会的本性のうちに印刻された、それ故に倫理的な責任」のことでであると定義している。「個人的・社会的本性とともに与えられているのであるから、それは個人的性質の責任であるとともに社会的性質の責任でもあり、それぞれ固有の権限に結ばれている。そしてこの権限のうちには、国家の権限も含まれている。」また、*Naturrecht* について次のようにも説明する。「自然法とは、直接的なまたは事物（技術や制度）によって媒介された社会的諸関係における本性秩序であり、あるいは『本性適合的正しさ』の謂である。」（*Das Naturrecht*, p.305. 『自然法』創文社、337頁。）同様にハンス・マイヤーは自然法を「人間本性に由来し、人間の究極目的の達成に向けられ、理性の光によって認識され、絶対服従の要求を携えて、人の意識のうちに現れる、すべての命令の複合体」と定義している。（Hans Meyer, *The Philosophy of St. Thomas Aquinas*, p.466.）
- 5) メスナー自ら両者を意識的に分けて本性法則 *Naturgesetz* から論じ、なお両者は結合していることを示そうとしたと述べた箇所がある。「われわれは、倫理的-法的 *sittlich - rechtlich* 理性洞見という意味での本性法則 *Naturgesetz* を強調しつつ、



自然法 *Naturrecht* における倫理的な側面とその相対的人間本性に結びつけられた側面との切り離されぬ結合を示そうと試みた。」(*Das Naturrecht*, p.309.『自然法』創文社、340-41頁。)またホセ・ヨンパルド氏は、日本語では *Naturrecht* を自然法、*Naturgesetz* を自然倫理とで区別することを提案している。(ホセ・ヨンパルド『自然法論の研究』有斐閣、1972年、16頁)

- 6) Messner, *Das Naturrecht*, p.234. 『自然法』創文社、256頁。キケロは次のように述べている。「法 *ius* の根源をたずねてみよう。その場合、優れた学者は法則 *lex* から出発するのがよいと考えた。この方法は、彼らが定義するように、法則 *lex* というものが自然に合致した理性であり、なすべきことを命じ、なすべきでないことを禁じるならば、おそらく正しいのだろう。そしてその理性が人間の心のなかに確立され、完成された場合に、法則 *lex* となる」(*De Legibus*, I, 6, 18.)。ところで E・バーカーの述べるように、キケロの *ius* と *lex* の用法は 2～3 世紀のローマ法学者のそれとは逆である。すなわち、ローマ法学者は *lex* を *ius* の一部と捉えたが、キケロにおいては *ius* が *lex* の一部である。*ius* は *lex* によって見いだされるのである。(Ernest Barker, *From Alexander to Constantine*, 1956, p.197.)
- 7) A・フェルドロースは、本性法則からはじめなければならない理由について、次のように述べている。「われわれは自然法と自然法論とを区別しなければならない。何となれば、自然法は規範形態であるが、自然法論は自然法の認識に向けられる考察方法だからである。」「しかし、自然法と自然法論の間には、外界に存在する何らかの対象とこれを探究する学問の間におけるような、一つの密接な関連が存在する。何となれば、われわれは自然法を客観的な規範の結合体としての如何なる存在形式においても見出さないからである。直接に捉えうるものは、規範ではなく、目的志向性を伴った人間の本性である。かくて、まず目的志向性から、この本性に適合する諸規範を導かなければならない。われわれには、目的志向性を伴った人間の本性のみが与えられている。他方では、われわれには、人間本性の存在論的先行性から、このような規範を探求すべき課題が課せられている。したがって、自然法の規範そのものの存在を証明しようとするような一切の企ては、斥けられなければならない。ここにおいてようやく、自然法論は自然法の規範から区別される。」(Alfred Verdross, *Statisches und dynamisches Naturrecht*, Friburg: Rombach, 1971, p.14.『自然法』原秀男、栗田陸雄訳、成文堂、1974年、8-9頁。)

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における "Natural Right" と "Natural Law" の関係 (遠藤)

- 8) *Das Naturrecht*, p.34. 『自然法』 創文社、18頁。
- 9) 『自然法』 創文社、1333-1334頁 (訳者あとがき)。引用始めの括弧内は筆者が補足。また、伝統的な自然法 *Naturrecht* = *Natural Right* が実在の秩序に関わるという点は、それが近代における自然状態の想定を斥けるものであることを理解する上で重要である。メスナーは次のように述べる。「自然法は実存秩序であり、人間としての人間の実存 — もっとも真実でもっとも完全な意味での実存 — の基本秩序である。それはその諸要求が、すべての認識は経験に制約される — 実践理性の一部たる法理性の諸原理の認識もそうである — という原理に従い、人間に人間の実存することに伴って特定された内容をもって知られる秩序である」 (*Das Naturrecht*, p.317. 『自然法』 創文社、351頁)。
- 10) そのためメスナーは *Naturrecht* を「狭義の自然法」、*Natargesetz* を「広義の自然法」とも呼んでいる (*Naturrecht*, p.62. 『自然法』 創文社、46頁)。
- 11) *Natural Right and History*, p.182
- 12) *Natural Right and History*, p.182
- 13) シュトラウスの *Natural Right and History* における *Natural Right* と *Natural Law* の訳し分けの困難の原因は英語にある。メスナーは次のように述べている。「最上の法諸原則はしたがって、本性法則 *Natargesetz* の社会秩序にかかわる部分 (= 自然法) である。ラテン語圏ではこの部分は自然法 *ius naturale* と呼ばれた、(*lex naturalis*, *Natargesetz*, *loi naturelle*, *legge naturale* と区別して、*Naturrecht*, *droit naturel*, *diritto naturale* と諸国語で呼ばれる)。英語圏では *natural law* が両方のいみで用いられるため、重大な困難が生じた」 (*Das Naturrecht*, pp.233-234. 『自然法』 創文社、256頁)。
- 14) *Natural Right and History*, p.127.
- 15) *Natural Right and History*, p.163.
- 16) *Natural Right and History*, pp.78-79. 「彼ら [近代の哲学者ら] が古典哲学者らと異なるのは、新たな哲学や科学を世界に関する真に自然的な理解と考えたこと、古代と中世の哲学や科学、あるいは『スコラ派』による誤った世界についての理解に置き換わるものと考えたことであつた。新しい哲学や科学の勝利は、その決定的な分野、すなわち新しい自然学の勝利によって決定的なものとなつた。この勝利は、新しい自然学と新しい自然科学一般を哲学の臀部から独立させ、その哲学の臀部のほ

うを『科学』と対照の意味で『哲学』と呼ばせるという結果を招いた。そして事実、『科学』は『哲学』にとっての権威となったのである。我々の言うところの『科学』とは、近代哲学や近代科学の成功した部分のことであり、他方で『哲学』とはほとんど成功しなかった部分のことであり、かくして近代哲学ではなく近代自然科学こそが、自然の世界における人間の自然的な理解の完成とみなされるようになったのである」(括弧内は筆者が補足)。

- 17) シュトラウスはホッブズによって起こされた転回について述べた箇所で、次のように言う。「我々がホッブズの政治哲学を理解しようとする際に見落してならないのは、彼の自然哲学である」(*Natural Right and History*, p.169.)。「数学的かつ唯物論的=機械論的であることにおいて、ホッブズの自然哲学はプラトンの自然学とエピクロスの自然学を結合したものであった。彼の見解からすれば、この結合を考えつかなかったために、前近代の哲学や科学は全体として『科学というよりはむしろ夢想』だったのである」(*Natural Right and History*, p.170.)。「かねて知られたすべての科学的探究のうち、数学だけが唯一成功していた。それゆえ新しい教条的な哲学は、数学のパターンの上に構築されなければならなかった。利用可能である唯一の確実な知は目的に関係するものではなく『図形と運動との比較においてのみ成立するもの』であるという端的な事実が、目的論的見解に反対し、機械論的見解に賛成するような先入見を生み出した。すでに存在していた先入見を強化したのだと述べた方が、おそらくより正確であろう。それというのも、おそらく前もってホッブズの念頭にあったものは、新しいタイプの哲学や科学のビジョンではなく、物体とその無目的の運動に他ならない宇宙のビジョンだったからである。かつて支配的だった哲学の伝統の失敗は、あらゆる目的論的自然学につきまとう困難にまで直接遡ることができ、そして様々な種類の社会的圧力のために機械論的自然観は徳を示す機会を公平には与えられてこなかったのではないか、という疑念をきわめて自然に生じさせた」(*Natural Right and History*, pp.171-172.)。「自然的なものはそれ自体が神秘的なものであるから、自然によって生み出された知や確実性は、必然としてエビデンスを欠くのである。人間精神の自然な働きに基づく知は、必然として疑問にさらされる。このような理由から、ホッブズはとりわけ前近代の唯名論とは袂を分かつのである。前近代の唯名論は、人間精神の自然な働きを信頼していた。それはこの信頼を『自然はどこにおいてもひそかに働いている *natura occulta operatur in*

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における“Natural Right”と“Natural Law”の関係（遠藤

*universalibus*』とか、我々が通常の生と科学とにおいて態度を決める際に拠りどころとする「予見」は自然の産物であるといった教説によってとりわけ示されるものであった。ホッブズにとって、普遍的な存在や予見が自然を起源とするということは、それらを見捨てて人工的な「知的道具」を選ばなければならないことに対する、止むに止まれぬ理由であった。そこでは人間精神と宇宙との間には自然的調和はないのである」（*Natural Right and History*, pp.174-175.）。ホッブズは、運動する物質に還元できない魂や精神の想定を我々に強いることなく唯物論的・機械論的な「哲学」ないし「科学」の可能性を保証するために、新たな鳥を発見するか、あるいは発明するしかなかった。

- 18) *Natural Right and History*, pp.7-8. E・バーカーは次のように述べている。「道徳性は理性に則った生のうちにある。理性の言葉が道徳である。それゆえ理性と同一の法は、道徳律と同じものでなければならない」（Ernest Burker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, New York: Dover Publications, 1959, p.321.）。
- 19) *Natural Right and History*, pp.179-80. 「かねて支配的であった伝統は、ナチュラル・ローは理性的で社会的な動物としての人間の目的あるいは完成であると定義していた。このような伝統のなすユートピア的な理論に対するマキアヴェリの根本的な反論に基礎を置きつつ、マキアヴェリ自身の解決法には反対しながらもホッブズがなさんとしたことは、ナチュラル・ローの観念は維持しつつも、人間の完成という観念からは分離することであった。ナチュラル・ローは、人間が実際にいかに生きているのかから演繹される場合、すべての人間ないしほぼすべての人間を、ほぼすべての場合において実際に決定づけている最も強い力から演繹される場合においてのみ、効力を持つことができ、あるいは実際の価値を持つことができる。ナチュラル・ローの完全な基礎は、人間の目的にではなく原初のうちに、『自然の起源 *prima naturae*』のうちに、あるいはむしろ『自然の第一の起源 *primum naturae*』のうちに求められなければならない。」
- 20) Messner, *Das Naturrecht*, p.149. 『自然法』創文社、157頁。
- 21) Messner, *Das Naturrecht*, p.189. 『自然法』創文社、205頁。
- 22) Messner, *Das Naturrecht*, p.156. 『自然法』創文社、166頁。
- 23) *Natural Right and History*, p.129.
- 24) *Natural Right and History*, pp.135-36.

- 25) *Natural Right and History*, p.136.
- 26) *Natural Right and History*, p.139.
- 27) *Natural Right and History*, p.144. 確固内は筆者が補足。また、実的な最善のレジームの形態については次のように述べている。「古典的なナチュラル・ライトの理論は、最善のレジームの問題に対する二重の解答にその特徴がある、と言えるだろう。すなわち、端的に最善のレジームとは賢者による絶的な支配のことでありとういう解答と、现实的な最善のレジームは法の下におけるジェントルマンの支配、すなわち混合政体のことであるという解答である。」端的に最善のレジームは哲人政治であるが、しかしそれはありそうもなく、なぜなら「少数の賢者が多数の愚者を力によって支配することはできない」からである。よりありそうなのは、「君主制的な制度と民主制的な制度との混合によって強化され保護されたアリストクラシー」である混合政体である (*Natural Right and History*, p.142-43.)。
- 28) Messner, *Naturrecht*, p.35. 『自然法』創文社、19頁。
- 29) *Natural Right and History*, p.120. 別の箇所では古典的な自然法について次のように述べている。「非常に荒っぽくいえば、古典的なナチュラル・ライトの理論は三つのタイプに、すなわち、古典理論家の理解におけるナチュラル・ライトは三つの異なる仕方に区別することができる。その三つのタイプとは、ソクラテス=プラトンの、アリストテレス的、トマスのタイプである。」 (*Natural Right and History*, p.146.)
- 30) *Natural Right and History*, vii.
- 31) *Natural Right and History*, p.163.
- 32) *Natural Right and History*, p.164.
- 33) E・バーカーはシュトラウスの解釈と同様に、次のように述べている。「極論をいえば、自然はつねに神に類似しているというだけでなく、神そのものである。そして個々の事物の『自然』は、可能なかぎり神のようになろうとする衝動を内包している」 (Ernest Barker, *Greek Political Theory: Plato and His Predecessors*, New Delhi, B.I. Publications, 1964, p.221.)。自然は神そのものであるが、「個々の事物の『自然』たる人間の本性は、「神のようになろうとする」ものである。
- 34) *Natural Right and History*, p.202. 括弧内は筆者が補足。シュトラウスは第7刷への序文にて紹介されている「ロックの自然法の教理」において、ロックの自然法について次のように述べている。「ロックの初期の諸試論は彼が、彼の人生（哲学者と

レオ・シュトラウス *Natural Right and History* における "Natural Right" と "Natural Law" の関係 (遠藤

しての経歴) の最初から、伝統的自然法の教えにいかにか懐疑的であったかを明晰に示している。その教えは人間の諸義務を人間の自然的性質からあるいは人間の自然的傾向性から引き出している；それは人間は自然によって徳に向かって秩序づけられていると想定している；それはまた、各人と各国民とは神の摂理によって支配されていること、人間たちの魂たちは不死であること、および自然法はすべての人間の良心たちの中にそしてすべての人間の良心たちへ十分に広くいきわたっていることを前提にしている。ロックは伝統的自然法の教えに対する彼の代替的教えを決して精緻化しなかった。『統治二論』と『人間知性論』の両著において彼は、伝統的自然法の諸原理の若干修正された考えと、伝統的諸原理というよりもむしろホッブズの諸原理に由来する自然法の教えとを結合し、そして伝統的諸原理に対する諸反論を仄めかすことに自ら限定している。」(Leo Strauss, *What is Political Philosophy? and Other Studies*, The University of Chicago Press, 1988, p.218。「ロックの自然法の教説」『政治哲学とは何であるか? とその他の諸研究』早稲田大学出版部、2014年、232頁)。また、フェルドロースは近代の自然法の特性的について、シュトラウスと同様に次のように述べている。「理性法とも呼ばれるホッブズおよびロックの『自然法則』は、ストア的、キリスト教的『自然法』のように、決して道徳的に義務づける規範の複合ではなく、むしろ、いかなる規範の下で平和的生活という目標が達成されるか、という問いに対する純粋な教えに外ならない」(Verdross, *Statisches und dynamisches Naturrecht*, Frieberg, p. 26. 『自然法』、25頁。)

- 35) Heinrich Rommen, *Die ewige Wiederkehr des Naturrechts*, München 1947, pp.221-222. ハインリッヒ・ロンメン『自然法の歴史と理論』有斐閣、1956年、224頁。
- 36) 山田秀『ヨハネス・メスナーの自然法思想』熊本大学法学会叢書13、2014年、85-86頁。

(えんどう つかさ・皇學館大学現代日本社会学部准教授)